

## 特集 内部留保の社会的活用と日本経済

## アメリカにおける内部留保金課税法制

石村 耕治

## はじめに

アメリカ合衆国（以下「アメリカ」）の税制は、大きく、連邦（federal）、州（state）、地方団体（municipal/local）のステージに分けることができる。本稿で検討するのは、連邦の内部留保金課税法制<sup>\*1</sup>についてである。

連邦の内部留保金課税は、大きく、国内留保金課税と国外留保金課税とに分けることができる。また、連邦の主な国内留保金課税の仕組みは、①人的所有会社税（PHC tax=Personal holding company tax）、②国内留保金課税（AET=Accumulated earnings tax）、③私立大学

内部留保課税の3つからなる。また、連邦の主な国外留保金課税の仕組みは、④被支配外国子会社合算（CFC）税制／タックス・ヘイブン対策税制<sup>\*2</sup>と⑤国外留保金課税制／本国還流税（レパトレ課税）<sup>\*3</sup>からなる。

本稿では、連邦税法（内国歳入法典 /IRC=Internal Revenue Code〔以下「IRC」という。〕）上の国内留保金課税に絞る形で検討する。なお、〈図表1〉に掲げる①人的所有会社税（PHC tax）と②留保金税（AET）は、営利法人にかかる内部留保課税である。一方、③私立大学内部留保課税は、非営利公益団体にかかる内部留保課税である<sup>\*4</sup>。

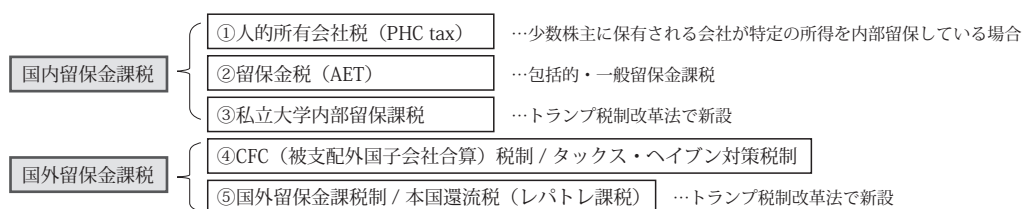
\*1 本稿では、「内部留保課税」と「内部留保金課税」とをほぼ同義にとらえ、定義上の問題には深く立ち入らない。

\*2 詳しくは、梶山紀子「米国におけるタックス・ヘイブン対策税制の研究—多国籍企業に対する調和的な課税制度の実現を目指して—」会計検査研究 17 号参照。なお、わが国の 2017 年改正後の CFC 税制について詳しくは、石村耕治編『現代税法入門塾〔第9版〕』（清文社、2018 年）620 頁以下参照。

\*3 トランプ税制改革法（TCJA）では、内国法人に対する課税方式を全世界課税方式（world-wide taxing system）から領土内課税方式（テリトリアル課税方式 /territorial taxing system）に移行した。この移行の一環として、新たな国外留保金課税の形で内国法人が海外の子会社などに留保してきた過去 30 年間の税引き後所得（利益）に対して、本国の法人（親会社）ないし個人株主に配当・還流したものとみなし、一括強制みなし配当課税（国外留保金課税／本国還流税 /one-off deemed repatriation tax of foreign earnings）、通称「レパトレ課税（repatriation tax）」を実施することになった。10%以上保有特定外国子会社で 1986 年以降の累積留保利益（accumulated earnings & profits）に対して、以下の税率で 1 回限り課税する（2017 年 11 月 2 日または同年 12 月 31 日時点のどちらか大きい方の累積留保利益額が対象）。基本的な課税要件は、①現金や現金等価物（預金や売掛金）のような流動資産には 15.5%、②非流動資産（事業資産に再投資されているケース）には 8%、③8 年間の分割納付が可能、④部分的に外国税額控除の適用あり、である（TCJA 14103 条による改正 IRC 965 条）。See, IRS, Questions and Answers about Reporting Related to Section 965 on 2017 Tax Returns. 例えば、アップル（Apple）社の場合、海外で留保する利益に対する本国還流税の納付額は、約 380 億ドル（1 ドル＝100 円換算で、約 3 兆 8,000 億円）にのぼるものとみられる。

\*4 連邦税法（IRC）は、すでに非営利公益団体のなかでも特定企業や特定家族に支配された閉鎖的な財団（私

〈図表1〉 連邦の主な留保金課税類型



## 1 連邦の国内内部留保金課税の構造

アメリカの連邦法人税制における国内営利法人にかかる主な留保金課税制は、①「人的所有会社税 (PHC tax)」(IRC 541 条～547 条)と②「留保金税 (AET)」(IRC 531 条～537 条)との2つからなる。これらの留保金課税制は、立法論的には、内部留保に懲罰税 (penalty tax) を課すことにより配当を促すとともに、法人実在説 (entity theory) に従い法人と個人の双方を対象に「二重課税 (double taxation)」を実施することにあるとされる<sup>\*5</sup>。

アメリカの連邦法人税制では、配当法人は、当該法人が稼得した所得には法人所得税が課される。その後、法人税の税引き後の所得 (利益) が、個人株主に配当された場合には、受取配当にさらに個人所得税が課されるルールになっている。つまり、「二重課税」を行うルールとなっている。ところが、個人が租税回避目的で法人 (会社) を活用する〈法人なりによる租税回避〉、あるいは、

法人 (会社) が、「事業のための合理的必要性」もないのに税引き後の所得 (利益) を、個人に配当を行わず内部に留保すると、個人株主の段階で課税されるはずの課税が繰り延べられることになる。このような課税繰延べを認めないために、「人的所有会社税 (PHC tax)」や「留保金税 (AET)」が設けられている。

一方、③私立大学内部留保課税は、私立大学が、過大な基本財産 (endowment(s))、内部留保 (reserve funds) を抱えていることを問題とし、過大と法認された基本財産を投資して得た果実 (利子・配当・ロイヤルティなどの return) に対して1.4%の規制税 (excise tax) を賦課するものである (IRC4968 条 a 項)。

## 2 人的所有会社税

人的所有会社税 (PHC tax=Personal holding company tax) は、個人が行う「法人成りによる租税回避」に対応するために、〈図表2〉の①・②双方の要件を充たす普通法人 / C 法人<sup>\*6</sup>を対象

的財団 / private foundations) の内部留保を強制的に公益事業に支出させるための規制税 (excise tax on failure to distribute income) を課している (IRC4942 条)。詳しくは、拙著『日米公益法人課税法の構造』(成文堂、1992 年) 222 頁以下、拙論「トランプ税制改革で変わった非営利公益団体税制～2018 年アメリカ非営利公益団体税制改正の要点解説 (1)～(3)」公益法人 2018 年 9 月号以下参照。したがって、正確に言えば、私立大学内部留保課税は、従来からある規制税の拡大適用にあたと解される。

\* 5 拙著『アメリカの連邦所得課税法の展開』(財経詳報社、2017 年) 222 頁以下、拙論「法人留保金課税制度の日米比較」白鷗大学法科大学院紀要 7 号 (2013 年)、拙論「法人留保金課税制度の日米比較」国民税制研究 1 号 70 頁以下参照。Available at: <http://jti-web.net/archives/category/kikanshi>、拙論「図説：留保金課税法制入門～日米の課税法制比較を含めて」国民税制研究 4 号 (2018 年) 所収参照。

\* 6 ちなみに、C 法人のみが収益 (earnings and profits) を留保できる。言い換えると、人的所有会社税 (PHC

〈図表 2〉 人的所有会社税の課税要件（2つの基準）

|                              |   |                                                                                |                                     |
|------------------------------|---|--------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| ①総所得基準 (gross income test)   | → | 普通法人 /C 法人で、事業年における調整後通常所得 (AOGI) に占める「人的所有会社所得 (PHC 所得)」の割合が 60%以上である。        | …「PHC 所得」とは、投資用資産、人的役務提供報酬などから上がる所得 |
| ②株主基準 (share ownership test) | → | 普通法人 /C 法人で、事業年終了前 6 ヶ月間のいずれかの時点において、5 人以下の個人株主により、株式の 50%超が（直接または間接に）保有されている。 |                                     |

〈図表 3〉 人的所有会社所得 (PHC 所得) とは

|                                    |
|------------------------------------|
| ①配当、利子、ロイヤルティ（使用料）、年金 (annuities)  |
| ②賃料 (rents)                        |
| ③鉱物、石油、ガスにかかるロイヤルティ                |
| ④著作権にかかるロイヤルティ                     |
| ⑤作製映画フィルム貸出料 (produced film rents) |
| ⑥株主による会社資産の使用対価                    |
| ⑦人的役務提供契約報酬                        |
| ⑧遺産や信託からの所得                        |

〈図表 4〉 人的所有会社税の計算方法

|                                        |                  |
|----------------------------------------|------------------|
| 課税所得 (taxable income)                  | \$ × × × , × × × |
| ○連邦法人所得税（発生額）                          | [ × × , × × × ]  |
| ⊕受取配当控除                                | × × , × × ×      |
| ⊕欠損金控除                                 | × × , × × ×      |
| <hr/>                                  |                  |
| ○支払済配当金                                | [ × × , × × × ]  |
| ○同意配当金 (consent dividend)              | [ × × , × × × ]  |
| <hr/>                                  |                  |
| 未分配人的所有会社所得 (undistributed PHC income) | \$ × × , × × ×   |
| 留保金税率 (PHC tax rate)                   | 20%              |
| <hr/>                                  |                  |
| 申告納付税額 (PHC tax)                       | \$ × × , × × ×   |

にしている (IRC 542 条 a 項)。

①・②双方の要件を充たす会社は、投資用資産の果実や一定の人的役務提供報酬などで構成される税引き後所得（利益）を株主に配当せず、会社内部に蓄積・留保している場合、非配当の人的所有会社所得 (undistributed PHC income) に対して、通常の法人税とは別途に、20% の税率で追加課税を受ける。ちなみに、人的所有会社税 (PHC income tax) は、申告納税方式の税金である。

## 1 「人的所有会社所得 (PHC 所得)」とは何か

前記〈図表 2〉の「総所得基準 (gross income test)」における 60% 以上がどうかの基準値の適用で対象となるのは、その事業年における人的所有会社所得 (PHC 所得) にかかる課税所得 (taxable income) である<sup>\*7</sup>。

「人的所有会社所得 (PHC 所得 /PHC income)」

とは、投資用資産の果実や一定の人的役務提供報酬などで構成される、〈図表 3〉のような所得を指す (IRC 453 条 a 項)。

## 2 人的所有会社税の計算方法

人的所有会社税 (PHC tax) は、法人（会社）の課税所得に、法定の⊕加算・○減算の調整を行ったうえで算定される (IRC 541 条)。計算方法は、〈図表 4〉のとおりである。

前記の人的所有会社税 (PHC tax) の算式において、課税対象となる未分配人的所有会社所得 (undistributed PHC income) の計算上、株主への支払済配当額は○控除 (DPD=dividends paid deduction) される。したがって、人的所有会社 (PHC) にあてはまる場合でも、株主に十分な配当が行われていれば、留保金課税 (PHC tax) は免れることができる。言いかえると、人的所

tax)、さらに留保金税 (AET) は、LLC (合同会社) のような S 法人やパートナーシップなど収益が留保できない“パススルー課税事業体”は、対象外である。また、非営利法人、金融機関、生命保険会社なども対象外である。

\*7 もう少し正確に言えば、その課税年における調整後通常所得 (AOGI=adjusted ordinary gross income) である。

有会社税（PHC tax）の納付を避けるためには、未分配人的所有会社所得（undistributed PHC income）がゼロになる水準まで、株主に配当を支払う必要がある。これは、株主に対して十分な配当をすることにより、株主段階での個人所得税を課せるからである。

配当は、事業年終了後3カ月半以内に行うことにより、事業年内にされたものとみなされることから、未分配人的所有会社所得（undistributed PHC income）を圧縮することができる。ただし、事業年内の配当額の20%が上限となる（IRC563条b項）。

### 3 人的所有会社税の性格

「人的所有会社（personal holding company）」または「パーソナル・ホールディング・カンパニー」とは、営利法人法（会社法）上の事業体類型の1つではない。あくまでも、連邦税法（IRC）上の概念の1つである。わが国の「同族会社」は、会社法の概念ではなく、税法上の概念であるのと同じである。

人的所有会社税（PHC tax）は、連邦個人所得課税が導入された当初から存在する。普通法人／C法人（会社）で、少人数の個人株主によって所有され、かつ税引き後の所得（収益）を配当せずに法人（会社）に蓄積、租税回避をするねらいで法人（会社）を活用することを防ぐことにある。

この人的所有会社税（PHC tax）は、本来、個人所得税の最高税率が法人税率よりも40%以上も高かった時代に、資産家が高税率を回避するため会社に投資用資産保有させ、その利益を会社に

蓄積することへの対策として設けられたという経緯がある。

ちなみに、法人が、人的所有会社税（PHC tax）の対象になった場合には、次に説明する留保金税（AET）の適用対象からは外れる（IRC 532条b項1号）。

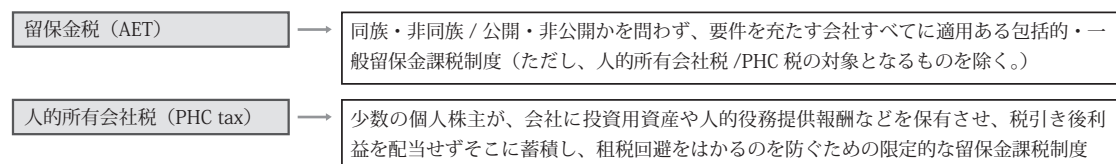
## 3 留保金税

営利法人に対する留保金税（AET=Accumulated earnings tax）とは、連邦における2つある国内留保金課税の1つである（図表5）。

連邦の留保金税（AET）制のもと、連邦課税庁（IRS）は、法人（会社）が「事業のための合理的必要性（reasonable business needs）」もないにもかかわらず、税引き後所得（利益）を配当せずに法定許容限度額を超える所得を法人（会社）に留保していると判断する場合、それを租税回避目的（tax-avoidance purpose）で課税の繰延べであると推定し、留保課税所得（ATI=Accumulated taxable income）に対し39.6%の税率〔個人所得税の最高税率〕（ただし、トランプ税制改革で37%に引下げ）で、法人（会社）に賦課課税できる。なお、2003年改正税法（Jobs and Tax Relief Reconciliation Act of 2003）その他の改正税法により、2003年12月31日後、20%で課税されている（IRC 531条）。

法定許容限度額を超える過剰な留保金が「事業のための合理的必要性」があるかどうかについては、原則として納税者である法人（会社）側が立証することになっている。

〈図表5〉 留保金税の所在を再確認する





このことから、法人（会社）は、例えば自己資金を使って事業の拡張計画があり手元資金が必要である、といったような主張を行い、課税庁を納得させる必要がある。

留保金税（AET）は、人的所有会社税（PHC tax）とは異なり、株主の数に関係なく適用される。すなわち、AET は、制度的には、閉鎖会社（closely held corporation）であるか、公開会社であるかどうかを問わず、営利法人一般に適用される仕組みになっている。しかし、現実には、AET の適用対象は、多くの場合、少数株主で支配され、配当するか内部留保するかを比較的自由に決定できる閉鎖会社である。

ちなみに、法人が無条件で留保できる法定許容限度額は 25 万ドル〔ただし、人的役務提供法人

（Personal services corporations）については 15 万ドル〕である。この法定許容限度額であれば、無条件で事業のために合理的な必要性のある留保金額とみなされる。法定許容限度額とは、いわば「基礎控除」といえる。言い換えると、法人は、法定許容限度額を超えて過剰に留保金を積み立てる場合、AET の賦課を回避するには、理由を示してその必要性を立証する必要がある。

## 1 留保金税の適用要件

連邦税法（IRC）のもと、留保金税（AET）は、原則としてすべての営利法人に適用される。その適用要件を図説すると、〈図表 6〉のとおりである（IRC 531 条・532 条）。

## 2 留保金税の計算の仕組み

留保金税（AET=Accumulated earnings tax）

〈図表 6〉 留保金税の特質と適用要件

### ①留保金税（AET）の目的

- ・AET は、法人（非営利公益法人などを除く。以下同じ。）が、剰余金ないし利益の配当を行うことを目的とせずに、内部留保することにより、その株主にかかる所得税の回避をねらいの設立または利用されている場合に適用することが目的である。
- ・AET の目的は、法人企業の過剰な内部留保に対する「懲罰税（penalty tax）」をかけることである。したがって、AET は、申告納付（self-assessment）方式の租税ではなく、賦課課税（official assessment）方式の租税である。

### ② AET の適用要件

- ・AET は、法人が、その株主または他の法人の個人株主に課される所得税の「租税回避目的（tax-avoidance purpose）」で、設立または利用されている場合に適用される。
- ・AET は、法人の株主に配当されずに、法人の「事業のための合理的必要性（reasonable business needs）」を超えた留保金（accumulated earnings）の額が課税対象となる。
- ・AET は、法人の株主の数に関係なく適用される。言い換えると、AET は、少数の株主に支配される閉鎖会社（closely held corporation）であるか、広く一般の株主に支配される公開会社（publicly held corporation）であるかを問わず、適用される。

### ③租税確定手続および納付手続

- ・AET は、申告納付方式の租税ではないために、この税額を計算し、かつ申告納付する特段の書式等はない。
- ・課税庁（IRS）は、各法人から提出された法人所得税の申告書を調査し、納税申告書が提出された法人の各年度において、その法人の「事業のための合理的必要性（reasonable business needs）」を超えた金額が留保されており、妥当な額の配当が行われていないと判断した場合、過大とされた留保金額に対して、通常の法人税率とは別途に現在 20% で AET を賦課し、不足額の納税通知（処分）をすることになる。
- ・この賦課額には、AET 税額に過少申告加算税が加算される（IRC 6601 条 b 項 4 号）。
- ・賦課された AET は、通常の申告法人所得税とは別途、法人が、追加して納付するように求められる。この賦課通知処分に不服な場合には、争訟手続で解決することになる。

### ④留保課税所得（ATI=Accumulated taxable income）の算定

- ・AET は、法人の各事業年の留保課税所得（ATI）に基づいて計算される。ATI は、法人の通常の課税所得を、その法人が有する配当原資の規模にするために、各種加算、減算等の調整（Adjustments）を行って算定される金額である（IRC 525 条、財務省規則 § 1.535-2）。
- ・ATI 算定にあたり調整が必要な項目のうち主なものを掲げると、益金不算入とされた受取配当額の加算、損金

処理された欠損金額の加算、譲渡益・譲渡損失の繰越額または繰戻額の加算、10%を超えて損金処理された寄附金額の加算、連邦法人所得税額の減算、支払配当額の減算などである。

・さらに、ATI 算定にあたっては、留保金控除(AEC=Accumulated earnings credit) や支払配当額の減算 (Dividends-paid deductions) が認められる。

#### ⑤留保金控除 (AEC=Accumulated earnings credit)

・留保金控除 (AEC) は、次の (a)、(b) のうちいずれか大きい金額となる。

(a) 課税庁 (IRS) の決定または争訟上の裁断で「事業のための合理的必要性」を理由に留保できるとした金額 (実額)

(b) 前課税年末の留保金残高から 25 万ドル [ただし、人的役務提供法人 (Personal services corporations) については 15 万ドル] を差し引いた金額 (概算額)

#### ⑥「事業のための合理的必要性」を理由に留保できる金額

・法人は、「事業のための合理的必要性 (reasonable business needs)」がある留保金額については、AET の適用対象から除外される。また、25 万ドル [ただし、人的役務提供法人 (Personal services corporations) については 15 万ドル (IRC 269 条の A・280 条の A)] 以内であれば、自動的に「事業のための合理的必要性」あり、とされる (IRC 535 条の c 項 2 号)。

・一方、25 万ドルの免税点を超える場合にはトリガー課税が行われ過大な留保額として課税の対象となる。すなわち、ATI の計算にあたっては、「事業のための合理的必要性」があると判断された金額 (実額)、または 25 万ドル [15 万ドル] (概算額 / セーフハーバー) のいずれか大きい方の金額が、控除されることになる。

・ちなみに、「事業のための合理的必要性」があるかどうかについては、原則として、納税者である法人企業側が立証責任を負うことになっている。

は法人の各年の留保課税所得 (ATI) に基づいて計算される (IRC 532 条 a 項)。ATI は、法人の通常の課税所得を、その法人が有する配当原資の規模にするために、各種加算、減算等の調整 (Adjustments) を行って算定される金額である (IRC 525 条 b 項、財務省規則 § 1.535-2)。

留保金税 (AET) 額は、連邦法人所得税の課税ベースに減算・加算など必要な調整等をし、支払配当控除 (Dividends-paid deduction) や留

保金控除 (AEC=Accumulated earning credit) の金額を差し引いて、算定された留保課税所得 (ATI=Accumulated taxable income) に税率をかけて計算される。

留保金税 (AET) の計算方式を簡潔に図示すると、〈図表 7〉のとおりである。

### 3 「事業のための合理的必要性」とは

留保金税 (AET) の対象となる「留保課税所得 (ATI)」の算定にあたり、「事業のための合理的必要性 (reasonable business needs)」がある

とされた額については、実額で控除できる。

留保額が 25 万ドル [15 万ドル] の基礎控除額 / 概算控除額よりも大きい法人にとっては、実額控除の方が有利といえる。

ただし、「事業のための合理的必要性」があるかどうかについては、原則として、納税者である法人側が立証する責任を負うことになっている\*<sup>8</sup>。納税者にとり、「事業のための合理的必要性」という不確定概念を立証する負担は決して軽くはない。

〈図表 7〉留保金税 (AET) の計算方法

|                                       |                  |
|---------------------------------------|------------------|
| 課税所得 (taxable income)                 | \$ × × × , × × × |
| ⊕調整項目 (Adjustments)                   | [ × × , × × × ]  |
| 調整課税所得 (Adjusted taxable income)      | \$ × × , × × ×   |
| ⊖受取配当控除 (Dividends-paid deduction)    | [ × × , × × × ]  |
| ⊖留保金控除 (Accumulated earnings credit)  | [ × × , × × × ]  |
| 留保課税所得 (Accumulated taxable income)   | \$ × × × , × × × |
| 留保金税率 (Accumulated earnings tax rate) | 20%              |
| 留保金税額 (Accumulated earnings tax)      | \$ × × , × × ×   |

\* 8 See, J.H. Rutter Rex Mfg. Company Inc., v. Commissioner of IRS, 853 F.2d 1275 at 1285 (1988).

〈図表8〉「事業のための合理的必要性」が問われた主な事例

- ・運転資金向けの留保金
- ・事業計画向けの留保金
- ・集団訴訟対策支出のための留保金
- ・株式消却・減資のための留保金
- ・自己株式の消却に必要な留保金
- ・自己保険に必要な留保金
- ・過大役員報酬の否認と留保金課税

課税庁の賦課通知処分を違法と考える会社は、最終的には争訟で決着をつけることになる

判例や学説等で固まってきている「事業のための合理的必要性」の有無が問われる主な事例を掲げると、〈図表8〉のとおりである\*<sup>9</sup>。

ちなみに、留保金税（AET）は、申告納税方式の租税ではなく、賦課課税方式の懲罰税として制度化されていることから、その適用は厳格に解釈されなければならない\*<sup>10</sup>。

#### 4 留保金税（AET）違憲訴訟

1913年に導入された留保金税（AET）（IRC 531条～537条）およびその前身である1928年歳入法（Revenue Act of 1928）104条a項・b項は、連邦憲法修正5条、修正10条および修正16条に違反し憲法違反かどうか、司法の場で争われている。古い順に掲げると、〈図表9〉のとおりである。いずれも合憲の判断が下されている。

〈図表9〉 留保金税（AET）違憲訴訟

- ①ウィリアムズ投資会社 対 合衆国事件（1933年）\*<sup>11</sup>
- ②ヘルヴェリング 対 ナショナル食料雑貨店会社事件（1937～38年）\*<sup>12</sup>
- ③ヘルヴェリング 対 ノースウエスト形鋼圧延機会社事件（1940年）\*<sup>13</sup>
- ④ノベラート製造会社 対 内国歳入長官事件（1969～70年）\*<sup>14</sup>
- ⑤アイヴァン・アレン会社 対 合衆国（1972年～75年）\*<sup>15</sup>

#### 4 私立大学内部留保課税

私立大学内部留保課税は、2018年1月1日に施行されたトランプ税制改革法（TCJA=Tax Cuts and Jobs Act of 2017）で新たに設けられた。有名私立大学が、過大な基本財産（endowment(s）\*<sup>16</sup>、内部留保（total reserve funds）を抱えていることを問題とし、過大と法認された基本財産を投資して得た果実（利子・配当・ロイヤルティなどのreturn）に対して1.4%の規制税（excise tax）を課す（IRC4968条a項）\*<sup>17</sup>。

今回、私大の投資所得をターゲットとした形で内部留保課税が実施されたが、その背景には、公器であるはずの私大がキャンパスをタックスヘイブン（無税地帯）のように見立てて、学生そっちのけで錬金に走る私大経営陣に対する連邦議会共和党良識派の強いいらだちがあった。いわく「私

\* 9 疑わしくは納税者の利益に解される必要がある See, J.S. Ball & B.H. Furtick, "Tax Law: Defining the Accumulated Earning Tax Case," 72 Florida Bar Journal 28 (1998).

\* 10 See, *Commissioner v. Acker*, 361 U. S. 87, 361 U. S. 91 (1959); *Ivan Allen Co. v. United States*, 422 U.S. 617, 626 (1975).

\* 11 *Williams Inv. Co. v. U.S.*, 3F.Supp. 225 (1933).

\* 12 *Helvering v. National Grocery Co.*, 304 U.S. 304 U.S. 282 (1938).

\* 13 *Helvering v. Northwest Steel Rolling Mills, Inc.*, 311 U.S. 46 (1940).

\* 14 *Novelart Mfg. Co. v. C.L.R.* 434 F.2d. 1011 (6th Cir. 1970).

\* 15 *Ivan Allen Co. v. U.S.*, 422 U.S. 617 (1975).

大の学費は年々高騰し、低・中所得世帯出身の若者には手が届かない学びの場となっている。約7割の学生が学費を工面するために学費ローンを組み、平均5万ドルのローンを背負って卒業する。卒業後5年以内に返済不能になる卒業生が5割を超える。この状況を尻目に、私大役員は高額報酬を享受し、大学の基本財産は年々膨らみ、そこから生じる投資所得は巨額になっている」。

言い換えると、今回の法改正における連邦議会（共和党）の立法意思は、「私大に対して、寄附・出捐を受けた基本財産を必要以上に内部留保に積み増したり再投資に回すのではなく、格差社会の解消に知恵を絞り、できるだけ教育内容の改善や無償奨学金を充実することで、厳しい経済状況で現在学んでいる学生、あるいはこれから学ぼうとする人たちなどに向けて、大学本来の教育・研究事業 (educational and scholarly activities) に費消・還元 (payouts) せよ、支出・給付 (distribution) せよ！」というものである<sup>\*18</sup>。

## 1 私大の基本財産に対する課税方式の選択

連邦議会は、私大の内部留保ともいえる基本財産に対する課税にあたり、〈図表10〉のような案（課税方式）を精査していた。

最終的には、③学生数を基にした基準額（免税点）を超える場合に保有する基本財産から生じる投資所得に1.4%で課税する案で決着した（IRC4968条a項）<sup>\*20</sup>。

これまで、私大に限らず、課税除外（免税）資格を有する連邦税法501条c項3号にいう非営利公益団体（以下「501c3団体」という。）などは、基本財産からあがる果実には連邦所得課税（法人所得課税や源泉所得課税）を課されてこなかった<sup>\*21</sup>。また、すでにふれたように、営利法人の場合、事業のための合理的必要性（necessary business needs）を超える内部留保に対しては、連邦所得課税として内部留保税（AET=accumulated earnings tax）が課される（IRC 531条以下）。しかし、501c3団体などに対しては、この内部留保税（AET）は適用除外となっている（IRC 302条b項2号）。

今回の税制改正では、所得課税は引き続き非課税（免税）取扱いとするものの、私大にターゲットを絞って別建ての規制税の対象とすることにした。すなわち、基本財産を一種の内部留保（accumulation, reserve funds）とみて、法定額を超える過大な内部留保から生じた果実（投資所得）に対して1.4%の税率で規制税（excise tax）を課することにしたわけである。

## 2 私立大学の内部留保と課税

トランプ税制改革法（TCJA）で導入された私大内部留保課税の対象は、全米に約5000校ある私大のうち30校程度である。このことも手伝ってか、課税対象となる「基本財産」の定義や範囲とか、免税点算定の基準となる「フルタイム

\* 16 本稿では、「endowment(s)」を「基本財産」と邦訳しておく。わが国の私立学校法での基本金をイメージして、「基本金」という邦訳を用いるのも一案である。もちろん、わが法でいう基本財産ないし基本金と、アメリカ法にいう「endowment(s)」は、同義ではない。

\* 17 「規制税（excise tax）」の性格、その立法経緯などを含め詳しくは、拙論「トランプ税制改革：私立大学内部留保金課税の導入（1）～（3）」月刊税務事例2018年9月号以下参照。

\* 18 本稿では、「payout」を「費消・還元」と邦訳しておく。また、非配当法人である私立大学など非営利公益団体のコンテキストにおいて、「distribution」を「支出・給付」と邦訳しておく。「配当」とは邦訳しない。また、payout と distribution をほぼ同義でとらえている。

\* 19 See, Janet Lorin & Loren Streib, House Panel Questions College Endowment Spending, Tax Benefits (Oct. 7, 2015).



〈図表 10〉 私大の基本財産に対する課税方式の選択

- ①基本財産自体に対して課税する案 (excise tax on endowments)
- ②現行の私立財団 (private foundation) の本来の事業への最低強制支出 (tax on failure to distribute income) (IRC 4942 条) にならって「私大の基本財産の本来の教育・研究事業への 5% 最低強制支出を義務づけ適格支出がなされない場合、当該私大には未支出額に 15% の規制税を課す案 (15% excise tax on failure to mandatory spending rates of 5% of endowments)
- ③学生数を基にした基準額 (免税点) を超える場合に保有する基本財産から生じる投資所得に対して比例税率で課税する案
- ④私大の一定の基本財産に対して支出された寄附金に対して公益 (慈善) 寄附金控除を制限する案 (a limitation on the charitable deduction for certain donations to endowments) \* 19。

学生」の定義とか細目を規定した財務省規則 (Treasury regulations) とか連邦課税庁 (IRS) の通達 (rulings) などの発出が遅れており、実務的にはいまだよくわからないことが多い。このため、私大財務担当者の間には戸惑いがみられる。

### (1) 大学の基本財産とは何か

アメリカの場合、一般に、私大を含む 501c3 団体の「基本財産 (endowments)」とは、きわめて幅広い種類のものを含む「内部留保総額 (total reserve funds)」を指す \* 22。ただ、基本財産を、その特徴に注目して大きく分けるとすると、おおよそ次の 3 つになる \* 23 〈図表 11〉。

アメリカの各私大の財務状況については、各私大がウェブサイト公表する「年次財務報告書 (Annual Financial Report 2018: XXX

〈図表 11〉 基本財産の主な種類と特徴

- ①永久基本財産 (permanent endowment/true endowment)  
とくに期間の定めがなく、出捐された元本 + その果実、またはその果実のみを本来の事業に費消・支出するタイプの基本財産
- ②期限付基本財産 (term endowment) 一定期間内に、元本 + その果実、またはその果実のみを本来の事業に費消・支出するタイプの基本財産。一般に、期間経過後は、その財産の処分は自由である。
- ③準基本財産 (quasi-endowment) 本来の事業に供することを目的に、遺贈、贈与を受けた財産で、その費消・支出の使途が限定されていない基本財産

University/College)」、または「財務部報告書 (Report of the Treasurer, Office of Finance & Treasury, XXX University/College) などをみればわかる。

こうした各私大の財務データをもとに「連邦

\* 20 See, Molly F. Sherlock *et al.*, "College and University Endowments: Overview and Tax Policy Options," Congressional Research Service 7-5700 (May, 2018).

\* 21 See, Brace R. Hopkins, "Chapter 11: Other Charitable Organizations," in *The Law of Tax Exempt Organizations* (10th ed., Wiley, 2011).

\* 22 法律用語としての「endowment(s)」とは、寄附者が使途を限定して支出 (出捐) した寄附金からなる基金をさす。しかし、実務的には寄附金に加え、寄附金を元手に購入した債券、株式などに加え、先物取引、ヘッジファンドやプライベート・エクイティ (オルタナティブ投資) その他の金融資産や不動産などの実物資産を含む投資レンジ、「内部留保総額 (total reserve funds)」を指す。また、通例、私立大学を含む非営利公益団体 / 法人の「endowment(s)」は、複数の小規模基金 (funds) からなる。また、ほとんどの場合、運用の対象となる資産 (原資) は同窓生や広く一般から支出された寄附金 (giving, donation) からなる複数の基金 (endowment funds) であるのが特徴である。私立大学によっては、無償奨学基金や研究奨励基金、招聘教授用基金など大学によっては、何千もの個別基金で構成されている。

教育省 (U.S. Dept. of Education)、全米大学事業担当者協会 (NACUBO=National Association of College and University Business Officers)、連邦議会図書館の連邦議会調査局 (Congressional Research Service, Library of Congress)、連邦課税庁 (IRS) などが全米主要大学の財務データを集約し、公表している。NACUBO のデータ<sup>\*24</sup>によると、2017 年時点で、全米私大の基本財産の内訳は、〈図表 12〉のとおりである。

## (2) 私大の基本財産から生じる投資所得課税の仕組み

トランプ税制改革法 (TCJA) では、2018 年 1 月 1 日以降に施行された連邦税法 (IRC) 4968 条は「私立大学の投資所得を標準とする規制税 (Excise tax based on investment income of private college and universities)」の表題で、私大が保有する基本財産 (endowment) を投資して得た所得 (利子・配当・ロイヤリティなど) には、法定の免税点を超えていることを条件に、1.4% の規制税 (excise tax) を賦課する旨規定する (IRC4968 条)。そのあらましは、〈図表 13〉のとおりである<sup>\*25</sup>。

今回の内部留保課税で、全米におおよそ 5000 校ある私大のうち富裕な 30 校程度がターゲットとなる。例えば、ハーバード大学 (Harvard University) は、2017 年会計を基にすると納税額は約 4300 万ドル (1 ドル = 100 円換算で 43 億

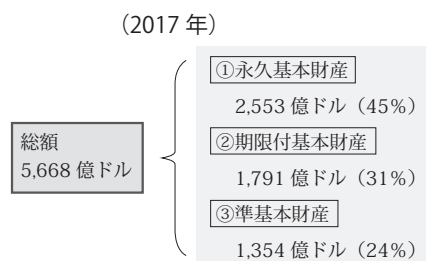
円) に上る。また、マサチューセッツ工科大学 (MIT=Massachusetts Institute of Technology) は、納税額が約 1000 万ドル (10 億円) に上る。この改正を協議した連邦議会上下両院協議会 (Conference Committee) によると、今後 10 年間で約 18 億ドルの財政収入になると見積もられている。

連邦議会には、超党派の私大内部留保課税廃止法案 (The Delaney-Byrne Don't Tax Higher Education Act: H.R. 5220) が提出されている。その一方で、私立のニューヨーク大学 (NYU) 医学部のように、基本財産を累積するのではなく費消するため学生全員の授業料を免除する方針を打ち出すところも出てきている。

## むすび

アメリカ連邦税法上の留保金税 (AET) のもと、連邦課税庁 (IRS) は、法人が「事業のための合理的必要性 (reasonable business needs)」もないにもかかわらず、配当を行わずに法定許容限度額を超える利益 (earnings and profits) を留保していると判断する場合、それを、経済的二重課税の回避、あるいは租税回避目的 (tax-avoidance purpose) での課税繰延べであると推定し、留保課税所得 (ATI=Accumulated taxable income) に対し個人所得税の最高税率 (ただし、現在暫定的に 20%) で追加的に賦課課税することができる。すなわち、留保金税 (AET) は、連邦税法上の C 法人 (普通法人) であれば、閉鎖会社 (closely held corporation) であるか公開会社 (publicly held corporation) であるかを問わず、「事業のための合理的な必要性」を超えた内部留保金を課税対象とする。また、AET は、経済的二重課税の回避 (租税回避) の防止という視点からばかりではなく、所得課税におけるイコール・フットイング (equal footing/ 競争条件の均等化) 確保の視点

〈図表 12〉 全米私大の基本財産の内訳



も加味したうえで、導入されている。

一方、トランプ税制改革法（TCJA）で導入された私大内部留保課税では、法定額を超えた過大な基本財産（内部留保 / reserve funds）そのものを課税対象とするのではなく、その“投資果実

（return）”に課税するという方法を採用している。

課税対象とする「内部留保（金）」をイメージする際の1つのヒントになる。

（いしむら こうじ・白鷗大学名誉教授）

〈図表 13〉 私大の過大な基本財産にかかる投資所得への規制税のあらまし

**①この規制税の課税対象となる大学（機関）（IRC 4968 条 b 項）**

- ・私立の単科大学（private college）および総合大学（private university）
- ・前課税年終了時に授業料を支払っている 500 人以上のフルタイムの学生がおり、かつその半数が合衆国内に所在していること。および
- ・前課税年終了時に、免税点（学生 1 人あたり 50 万ドル×フルタイムの学生数）【例えば、フルタイムの学生が 10,000 人在学している場合には、50 億ドル】を超える基本財産（ただし、大学本来の教育・研究事業に供する財産や非関連事業（収益事業）所得課税の対象となる資産を除く。）を有していること。

**②課税ベースとなる「純投資所得（net investment income）」とは（IRC 4968 条 c 項、4940 条 c 項）**

(a) 純投資所得額（net investment income）＝大学（機関）の総投資所得（gross investment income）＋純譲渡所得（capital gain net income）－ (b) 控除額（allowable deductions）

・「総投資所得」とは、利子、配当、賃料、担保付きローンの受取利子、ロイヤリティその他同等の源泉からの所得。ただし、大学（機関）の非関連事業（収益事業）所得課税の対象となる所得は含まない。

・「控除額」とは、あらゆる通常の必要経費を指す。

・ただし、減価償却費等については経費算入については一定の制限を受ける。

(b) 納税額＝純投資所得額×1.4%（IRC 4968 条 a 項）

**③キャピタルゲイン（譲渡益）とキャピタルロス（譲渡損）（IRC 4968 条 c 項、4940 条 c 項）**

(a) 資産の譲渡益と譲渡損についての課税ベースは、次のとおりである。

・資産を、2017 年 12 月 31 日現在、保有していること。および、

・当該資産を売却その他処分するまで保有していること。

(b) 課税対象資産の処分の際に譲渡益を決定する基準日は、次のとおり。

・2017 年 12 月 31 日現在での公正な市場価額＋（－）当該日後のあらゆる調整額

\* 23 「基本財産（endowment(s)）」については、私法上の定義、会計上の分類、と税法上の定義では異なる。州法（私法）上の定義については、公益（慈善）団体、政府機関等の「機関（institution）」の基金を適用対象とした統一機関基金慎重運用法（UPMIFA=Uniform Prudent Management of Institutional Funds Act of 2006）2 条 2 項などを参照。1972 年 UPMIFA は、1972 年に公表された統一機関基金運用法（UMIFA= Uniform Management of Institutional Funds Act of 1972）の後継法である。See, “The Law of Trusts and Trustees Appendix 20A,” in Bogart’s Trusts and Trustees (June 2018 Update). アメリカ諸州における大学法人の資産運用と慎重人原則の展開について、拙論「規制緩和時代に私立大学運営と税財政法務」獨協法学 91 号 531 頁以下（2013 年）参照。

\* 24 See, 2017 NACUBO-Common fund Study of Endowments, at, 100 (NACUBO, 2017).

\* 25 私大財務担当者からは、「大学が保有する資産はすべて本来の教育事業に使われており、新たな規制税の対象となる資産など保有してしない。」という発言もみられる。See, R. Rubin & A. Fuller, “Small Colleges Take Big Hit From Tax Law,” Wall St. J (Jan. 19, 2018) at A1.